

《 通知カードを郵送で受け取ることができなかつた方へ 》

通知カードは、住民のみなさまにマイナンバーを通知するもので、読谷村では平成27年1月下旬から12月上旬にかけて、住民票を有する住民に対し世帯ごとに簡易書留（転送不要）にて送付されます。

初回配達時に不在等で通知カードを受け取ることができなかつた場合は、通知カード専用の「不在配達通知書」が投函され、配達を担当している郵便局で原則1週間保管されます。この間は「不在配達通知書」に記載されている方法により再配達を依頼することができます。

再配達の手続き等がなされなかつた場合、通知カードは12月中旬以降、読谷村役場に返戻されます。

読谷村役場に返戻のあつた通知カードは、住民年金課の窓口で受取ることができますので、平成28年3月31日までに確実に受取りをお願いします。読谷村では保管期間を平成28年3月31日までとします。

※保管期間後（3月31日以後）に通知カードの交付を受ける場合は、再交付扱いとなり、1件当たり500円の再交付手数料が徴収されます。また再交付申請から交付までに数週間かかることもあります。

※通知カードは、マイナンバーを確認するための重要な書類です。平成28年1月以降、健康保険・介護保険・税関係の手続き等で必要になります。

【 通知カードを読谷村役場 住民年金課の窓口で受取るには 】

郵便局から返戻された通知カードは保管期間内であれば、住民年金課の窓口で受け取ることができます。

※郵便局から役場に返戻される前に役場窓口で交付する事はできません。

受け取りの際に用意するもの

1. 本人または本人と同一世帯の方が受取る場合。

- ①窓口に来る方の本人確認書類（下記Aから1点提示、ない場合は、下記Bから2点提示）
- ②印鑑（認印も可）

2. 代理人が受取る場合

- ①本人の本人確認書類（下記Aから1点提示、ない場合は、下記Bから2点提示）
- ②代理人の代理権を証明する書類
 - ・法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類。
 - ・任意代理人である場合には、委任状等、交付申請者の指定の事実を確認できる資料。
- ③代理人（窓口に来る方）の本人確認書類。
（下記Aから1点提示、ない場合は、下記Bから2点提示）
- ④代理人の印鑑（認印も可）

A （下記の中から1点提示）

運転免許証、旅券（パスポート）、写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力者操縦者運転免許証、運行管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持免許証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公庁がその職員に対して発行した身分証明書等

B （Aの提示が困難な場合、下記の中から2点提示）

敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険証、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種証明書等

問合せ先：読谷村役場 住民年金課（住民係 TEL 982-9207）字座喜味2901番地